

第2次三条市農業活性化プラン策定要領

(目的)

第1条 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例（平成21年三条市条例第4号）第9条の規定に基づき、総合的かつ計画的に農業を振興するため、第2次三条市農業活性化プラン（以下「プラン」という。）を策定する。

(組織)

第2条 プランを策定するためワーキング会議を設置し、当該各号の関係団体等の代表者12人以上をもって構成する。

- (1) 関係組織の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 農業生産者の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 ワーキング会議に座長を置き、ワーキング会議をとりまとめ、会務を整理する。

- (1) 座長は、農林課課長補佐をもって充てる。
- (2) ワーキング会議は、座長が招集する。
- (3) 座長は、目的達成のために必要と認めるときは、ワーキング会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(策定期間)

第3条 プラン策定期間は、平成25年3月31日までとする。

(目標年次)

第4条 プラン目標年次は、平成25年度を初年度とし、平成27年度を目標とする。

(事務局)

第5条 プラン策定の事務局は、三条市経済部農林課に置き、庶務を処理する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。